

「宇城地域差別事象に対する危機管理マニュアル」について

宇土市、宇城市、美里町で構成する宇城地域人権危機管理連絡協議会では、「宇城地域差別事象に対する危機管理マニュアル」を作成しています。このマニュアルは、学校や地域、クラブ活動で差別事象に遭遇した場合、適切に対処し、その差別事象を検証して再発防止の環境づくりを目指すことを目的に作成されました。このマニュアルにより、初期対応の遅れを防ぎ、しっかりとした連絡体制のもと情報を一元化し、差別を受けた人に対して真摯な対応と十分なケアを図ることとしています。また、差別事象の背景に踏み込んで検証を行うことは、再発防止のための教訓として生かすことにつながります。

危機管理マニュアルの流れは次のとおりです。

- 1 初期対応**
 - 差別事象発生⇒連絡(住民などから市町担当課に連絡)⇒事実確認(市町担当者が正確に聴取)⇒差別を起こした人に指導を行う
- 2 ネットワークによる連絡**
 - 市・町、各関係機関、危機管理連絡協議会への連絡
- 3 対策本部・対策チームの対応**
 - 差別事象が発生した原因の究明、差別事象関係者に対するアドバイスなどのサポート、学習会などを通じた再発防止活動、成果の取りまとめ

差別事象が発生したら、問題解決に向けた適切な対応と再発防止のため、迅速な情報提供をお願いします。

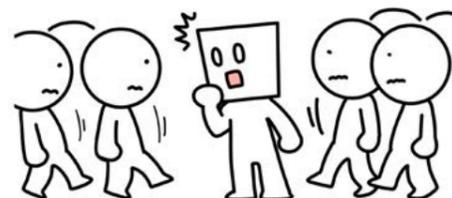
差別事象の連絡先(宇土市の担当課)

	担当課	電話番号
市職員関係	総務課 行政係	☎(27)3303
社会人、クラブチーム	生涯活動推進課 生涯学習係	☎(22)6510
学校関係	学校教育課 総務係	☎(22)6502
休日など市役所業務時間外		☎(22)1111(代表)

連絡する際にお願いしたいこと

差別事象が発生したことの情報を得たときは、次の事項をできるだけ確認して、直ちに担当課へ連絡してください。

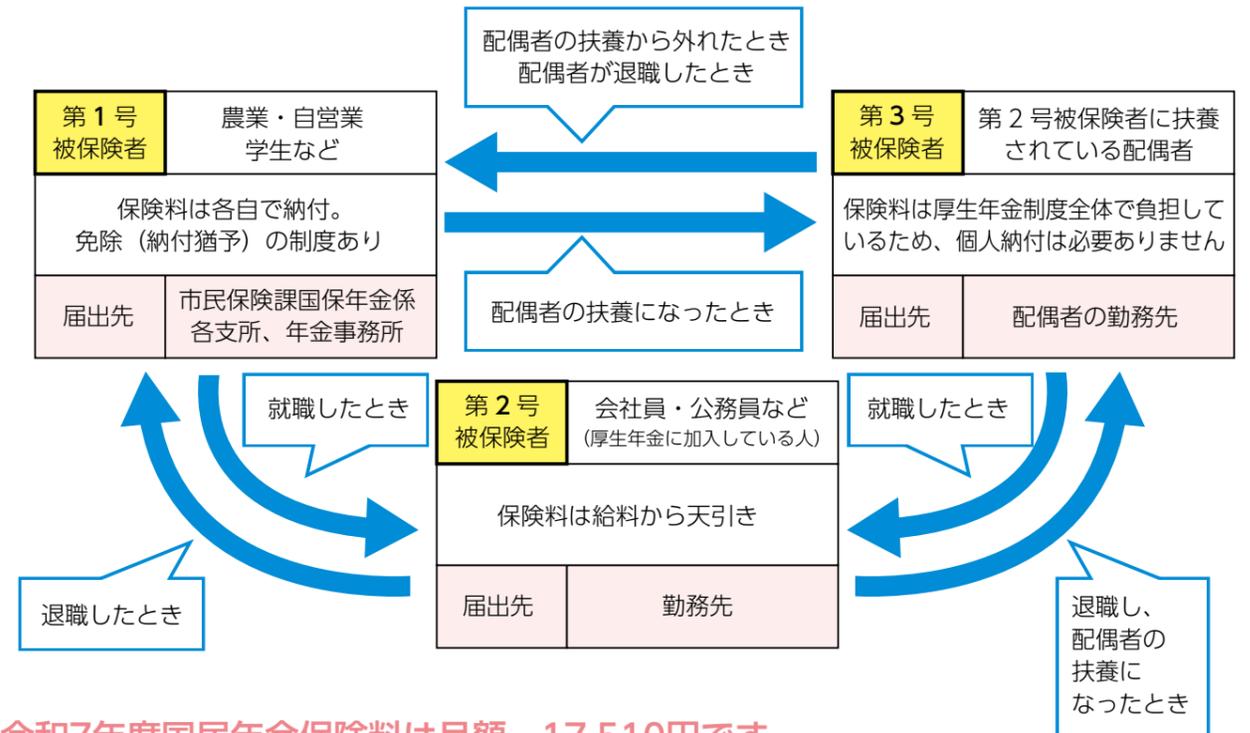
- 発生または情報入手日時
- 発生場所
- 差別事象の概要
- 発生状況
- 通報者の氏名および連絡先



国民年金などの手続き

国民年金は、日本に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての人が加入する制度です。

加入者は、職業などで3つのグループに分かれており、職業・退職・結婚などで、国民年金の種別が変わることがあります。変更があった場合は、届け出をお願いします。※手続きには、添付書類が必要な場合がありますので届出先にご確認ください。



令和7年度国民年金保険料は月額 17,510円です

納付書は、日本年金機構から4月上旬に送付されます。口座振替、クレジットカード納付の申請は、市民保険課国保年金係・年金事務所で随時受け付けています。

国民年金保険料はスマートフォンアプリで納付できます

スマートフォンアプリを使用した電子(キャッシュレス)決済での納付もできます。この機会にぜひご活用ください。

【ご利用に必要なもの】

- ①納付書
- ②スマートフォン
- ③決済アプリ

【対象決済アプリ】

・au PAY ・d払い ・Pay B(※1) ・PayPay ・LINE Pay ・楽天ペイ
 ・A E O N Pay(イオンペイ) ※1金融機関などが提供するアプリを含む。
 詳細は、Pay Bのホームページ(<https://payb.jp/finance/>)をご覧ください。
 ※バーコードが印字されていない納付書(30万円を超える金額の納付書など)については、ご利用いただけません。

4月は年金支給月です

電話で『お金』詐欺にご注意ください。お金を要求する電話は疑う・確認・相談
 電話で『お金』の話が出たら、すぐ110番!